



アジア・ハイ・イールド債券ファンド(毎月分配型)為替ヘッジなしコース

【投信協会商品分類】追加型投信/海外/債券

【設定日】2011年10月7日 【決算日】原則、毎月10日

第69期 決算速報

平素は「アジア・ハイ・イールド債券ファンド(毎月分配型)為替ヘッジなしコース」に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当ファンドは2017年7月10日、第69期決算を迎えました。

今期の分配金は、ファンドの利回り水準や基準価額、運用環境等を総合的に勘案し、40円に引下げることと致しましたので、ご報告申し上げます。

今後とも信託財産の成長を目指して運用を行って参りますので、引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

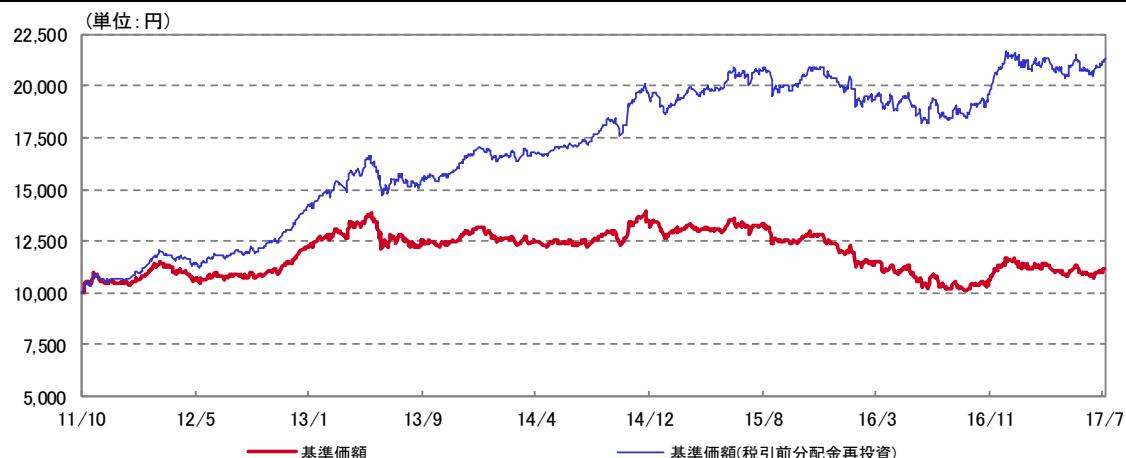
当期決算概要

当期末基準価額 (1万口当たり、分配金落ち後)	当期分配金 (1万口当たり、税引前)	前期分配金 (1万口当たり、税引前)	設定来分配金累計 (1万口当たり、税引前)
11,165円	40円	50円	7,780円

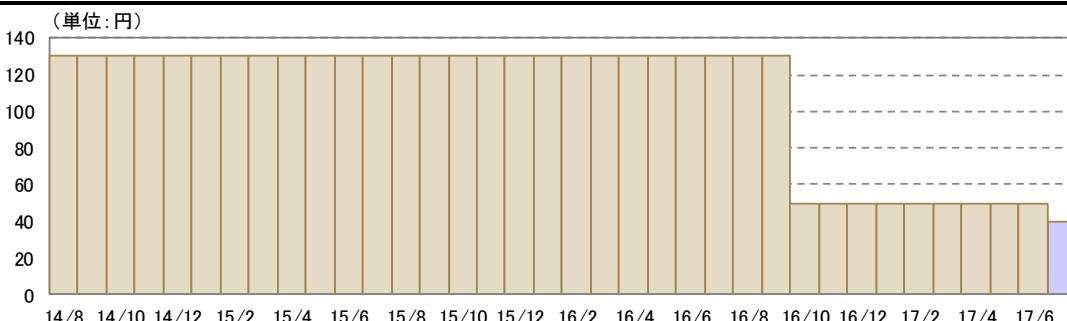
※ 収益分配金額は委託会社が決定します。今後の市場環境や運用状況によっては、分配金額の変更あるいは分配金が支払われない場合もあります。

基準価額の推移

2011/10/07～2017/07/10



分配実績(直近3年分 / 1万口当たり、税引前)



※ 基準価額(税引前分配金再投資)は、分配実績があった場合に、税引前の分配金を決算日の基準価額で再投資したものとして計算しております(以下同じ)。

※ 基準価額及び基準価額(税引前分配金再投資)の計算において信託報酬(後掲「ファンドの費用」参照)は控除されております(以下同じ)。

※ 当ファンドは、ベンチマークを設定しておりません。

※ 分配実績がない場合、あるいは設定来累計の分配金額が少額の場合、基準価額及び基準価額(税引前分配金再投資)のグラフが重なって表示される場合があります。

上記の運用実績に関する数値、グラフ等は、すべて過去のものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。



アジア・ハイ・イールド債券ファンド(毎月分配型)為替ヘッジなしコース

Q1. 分配金はどのように決めたのですか。

A1. ファンドの利回り水準や基準価額、運用環境等を総合的に勘案して50円から40円に引き下げることしました。

したがいまして、将来の分配額について予め一定の額をお約束するものではありません。今後の市場環境や運用状況によっては現在の分配金の水準を維持できないことや分配を行わないことがあります。

Q2. 分配金の水準が高いファンドは運用成果がいいということですか。

A2. 分配金額が多いか少ないかだけをもってファンドの運用成果を判断することはできません。

ファンドの運用成果は受け取った分配金の累計額だけでなく、投資した期間におけるファンドの基準価額の騰落額との合計(トータル・リターン)をもって測ることができます。つまり、受け取った分配金の多寡だけではファンドの運用成果を判断することは出来ないと言えます。

各ファンドのトータル・リターンは月次運用レポートまたは弊社ホームページ内ファンド紹介ページ「基準価額・分配金チャート」の「期間別騰落率」よりご確認いただけます。

Q3. 分配金を引き下げた分は、どうなるのですか。

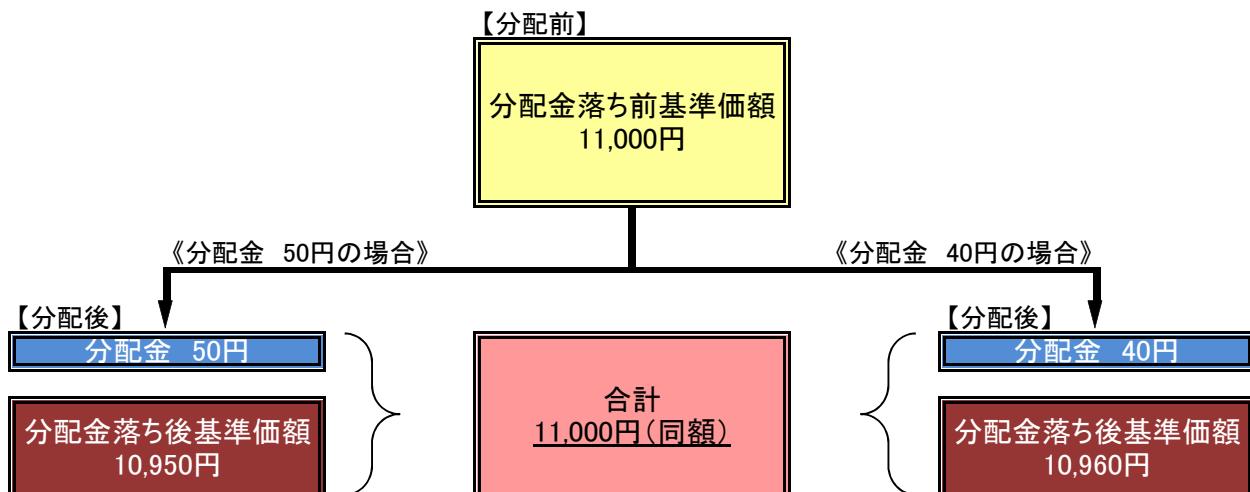
A3. 引き下げた分配金の差額分はファンドの純資産として内部留保されます。

分配金は預貯金の利息とは異なり投資信託の純資産から支払われますので、分配金を引き下げた分はファンド内に留保されます。

分配金の差額がファンド内に内部留保される仕組みを基準価額を使って説明します。分配金が支払われるときの金額相当分基準価額は下がります。分配金と分配金落ち後の基準価額を足したもののは分配金の額に関係なく分配落ち前基準価額と概ね同じ水準となります。

下図をご覧下さい。たとえば、分配金支払い前の基準価額が11,000円で「50円分配」した場合は分配金支払い後の基準価額は10,950円となります。一方、「40円分配」した場合分配金支払い後の基準価額は10,960円となります。分配金を50円から40円に引き下げてもその差(10円)はファンド内に留保され分配金支払い後基準価額(10,950円 → 10,960円)に反映されることになります。

(イメージ図)分配金と基準価額の関係



※上記は、分配金と基準価額の関係をご理解いただくためのイメージ図であり、基準価額の水準を示唆するものではありません。
※分配金は1万口当たり税引前の金額で表示しています。課税による影響は考慮しておりません。



アジア・ハイ・イールド債券ファンド(毎月分配型)為替ヘッジなしコース

Q4. アジア・ハイ・イールド債券指数の値動きと今後の見通しを教えてください。

A4. アジア・ハイ・イールド債券指数はリスク回避姿勢の強まる場面ではやや下落しますが、金融市場の落ち着きとともに堅調な値動きとなる展開を予想しています。

アジア・ハイ・イールド債券指数は、主要各国の経済指標の内容や金融政策を巡る思惑、高官発言、長期金利の動向、9月24日に予定されているドイツの連邦議会選挙、11月の中国の共産党第19回全国代表大会および共産党中央政治局会議、12月の中国の中央経済工作会议などの材料をこなしつつ、堅調な動きを続けると予想しています。

2008年以降の値動きを振り返ると、アジア・ハイ・イールド債券指数は下図に見られるように、2012年にかけてはリーマン・ショックやギリシャ危機を受けVIX指数が35を超えた場合に、2013年以降はバーナンキ・ショックやチャイナ・ショック、米国の利上げなどを材料に20を超えた場合に調整する傾向が見られました。

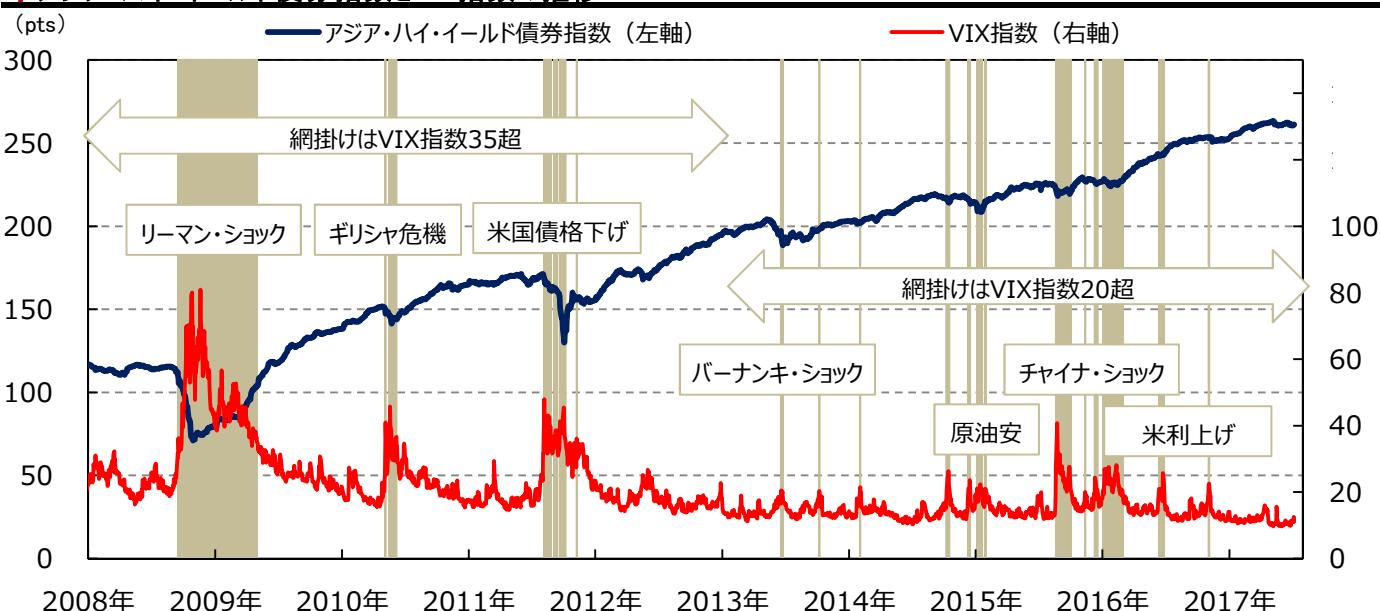
ただその後、各国の政策発動などを背景とした過度のリスク回避姿勢の後退により、金融市場が落ち着きを取り戻す場面では持ち直しの動きを見せ、堅調なアジアの実質GDP(国内総生産)成長率見通しや財政の健全性を好感する形で、これまで着実に高値を切り上げてきています。

この様な中、アジア・ハイ・イールド債券指数は、5月に香港を本拠とする資源・農産物商社のノーブル・グループやインド通信大手リライアンス・コミュニケーションズの債務不履行に対する懸念が浮上して同銘柄の債券価格が急落したことを受け下旬にかけて軟調に推移しましたが、高値からの下落率は1.1%にとどまっています。

また、S&P(スタンダード・アンド・ Poor's)が5月19日にインドネシアの外貨建て長期債務格付けをBB+から投資適格級となる BBB-へ引き上げると共に、5月24日にはムーディーズが中国の外貨建て長期債務格付けをAa3からA1に引き下げましたが、大きな影響は見られませんでした。

金融市場には、米国の利上げやバランスシートの圧縮、ユーロ圏とイギリス、カナダ中銀総裁の出口戦略を巡る発言、イギリスのEU(欧州連合)離脱問題など、依然としてリスク要因は残りますが、相対的に健全なアジアのファンダメンタルズを反映する形で、アジア・ハイ・イールド債券指数は堅調な動きを続けると予想しています。

アジア・ハイ・イールド債券指数とVIX指数の推移



注)アジア・ハイ・イールド債券指数は、JPモルガン・アジア・クレジットインデックス(投資不適格・社債)(米ドル建)。同指数は、ベンチマークではありません。同指数は、JPモルガン・セキュリティーズ・リンクが公表しているインデックスであり、その著作権および知的財産権は同社に帰属します。

注)VIX指数は、CBOE(シカゴ・オプション取引所)のS&P500のオプション取引の値動きから算出される指数で、近い将来暴落が予想される時などに数値が跳ね上がるため、恐怖指数と称されています。

期間)2008年1月2日～2017年7月7日

出所)Bloombergより作成



アジア・ハイ・イールド債券ファンド(毎月分配型)為替ヘッジなしコース

Q5. 米ドルの見通しを教えてください。

A5. 米国の金融政策とリスク回避の度合いに左右されやすい展開が予想されます。

当面の米ドル/円相場は、日米の経済指標や金融政策を巡る思惑、高官発言、長期金利の動向、イギリスのEU(欧州連合)離脱問題、9月24日に予定されているドイツの連邦議会選挙、10月の米国の半期為替報告書の内容などの材料を消化しつつ方向感を探る展開が続くと予想されます。

米国では2016年11月の大統領選挙後に台頭した景気刺激策に対する期待を受け高まっていた景気の先行きに対する楽観論がトランプ政権の混迷により足元後退していますが、7月3日に発表された6月のISM(供給管理協会)製造業景況指数が市場予想を上回るなど、米国経済は引き続き堅調な状態にあります。

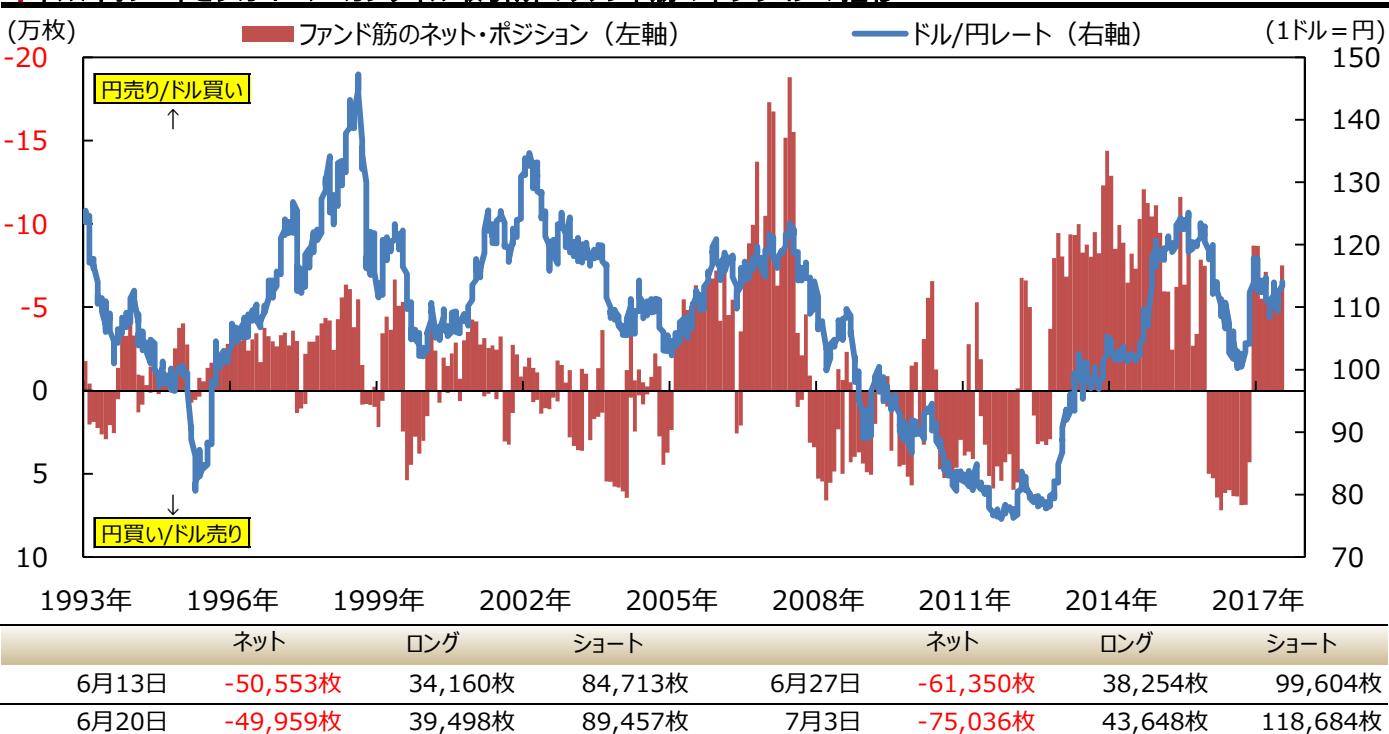
マーケットではドラギECB(欧洲中央銀行)総裁が6月27日に「すべての兆候はユーロ圏の景気回復の強まりと広がりを示している。デフレ圧力はリフレに変わった」と述べ、カーニーBOE(イングランド銀行)総裁も6月28日に「向こう数ヵ月以内に利上げを議論することになる」と指摘したことで、欧米での利上げ観測が強まっています。

一方、日本銀行は欧米とは異なり、2016年9月20日～21日に開催した金融政策決定会合で「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」の導入を決定して以降、10年国債利回りが概ねゼロ%程度で推移するよう長期国債の買い入れを行う政策を蕭条と続けています。

また、森友・加計問題に対する説明不足や相次ぐ閣僚の失言、秘書に対する暴言などで支持率が低下傾向にある安倍政権は、7月2日に投開票をむかえた東京都議選において自民党が歴史的大敗を喫したことにより求心力の後退が懸念される状態となっています。

需給面では7月3日時点のシカゴ通貨先物市場における投機筋の円のネット・ポジション(ロング・ポジションショート・ポジション、1枚1,250万円)が▲7万5,036枚と、2016年11月29日以降32週連続で売り越しとなっており、日米のファンダメンタルズ格差から米ドルの底堅い動きに変化はないと考えられます。

| ドル/円レートとシカゴ・マーカンタイル取引所のファンド筋のポジションの推移



期間)(上図)1993年1月5日～2017年7月3日(週次データ)

出所)Bloombergより作成



アジア・ハイ・イールド債券ファンド(毎月分配型)為替ヘッジなしコース

| ファンドの特色

- 1 主として日本を除くアジア（オセアニアを含む）のハイ・イールド債券（米ドル建て等）を実質的な主要投資対象とし、インカムゲインの確保と信託財産の成長を目指します。
 - ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。
 - ・ 「日興 アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（クラス5）」および「マネープールマザーファンド」を主要投資対象とします。
 - ・ 原則として、「日興 アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（クラス5）」への投資比率を高位に保ちます。
 - ・ 「日興 アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（クラス5）」の運用は、日興アセットマネジメント アジア リミテッドが行います。
- 2 主要投資対象とする投資信託証券の組入れ外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- 3 原則、毎月10日（休業日の場合は翌営業日）の決算時に収益の分配を行います。
 - 分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。

| 投資リスク

《基準価額の変動要因》

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

◆価格変動リスク

公社債の価格は、国内外の政治・経済情勢、金融政策等の影響を受けて変動します。一般に、金利が上昇すると、公社債の価格は下落します。組入れている公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

◆信用リスク

公社債の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、発行体の倒産や債務不履行等の場合は、公社債の価値がなくなることもあります、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

なお、当ファンドが投資信託証券を通じて組入れるハイ・イールド債券は、一般に投資適格の債券に比べ、発行体の業績等の悪化や景気動向等による価格変動が大きく、発行体の倒産や債務不履行等が生じるリスクが高いと考えられます。

◆流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあります、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

なお、当ファンドが投資信託証券を通じて組入れるハイ・イールド債券は、一般に投資適格の債券に比べ、市場規模や取引量が小さく、流動性が低いと考えられます。

◆為替変動リスク

外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

◆カントリーリスク

一般的に、主要先進国以外の国では、主要先進国に比べて、経済が脆弱である可能性があり、国内外の政治・経済情勢、取引制度、税制の変化等の影響を受けやすく、また市場規模や取引量が小さいこと等から有価証券等の価格がより大きく変動することがあり、ファンドの基準価額が大きく下落することがあります。

《その他の留意点》

- ◆ クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。

詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

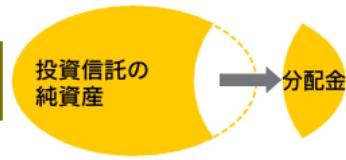


アジア・ハイ・イールド債券ファンド(毎月分配型)為替ヘッジなしコース

投資信託の収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払わると、その金額相当分、基準価額は下がります。

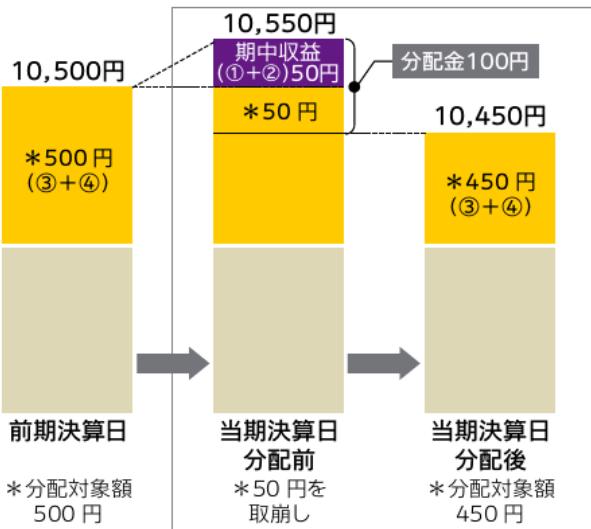
投資信託で分配金が支払われるイメージ



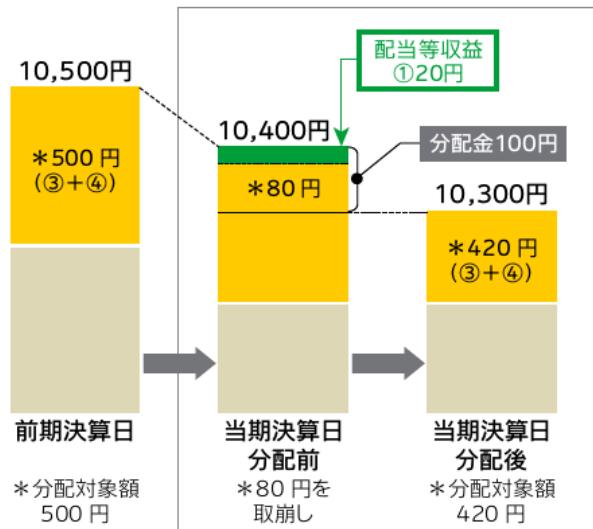
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



(注)分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

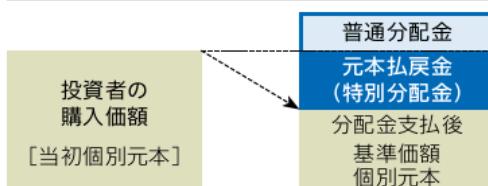
分配対象額は、以下①～④です。

①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金

※上記はイメージです。実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

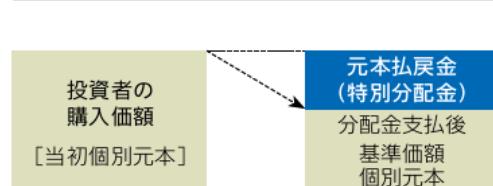
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



*元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金) 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲の「●税金」をご参照ください。



アジア・ハイ・イールド債券ファンド(毎月分配型)為替ヘッジなしコース

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※ 詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位 ※ 詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として8営業日目からお支払いします。 換金の申込金額が多額であると判断した場合、主要投資対象とする投資信託証券の解約および換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止等※その他やむを得ない事情により、有価証券の売却（主要投資対象とする投資信託証券の解約または換金を含みます。）や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期する場合があります。 ※外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデータや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等をいいます。以下同じ。
申込不可日	シンガポールの銀行休業日においては、お申込みを受け付けません。
申込締切時間	原則として午後3時まで（販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。）
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求を制限する場合があります。
購入・換金 申込受付の中止 及び取消し	委託会社は、購入・換金の申込金額が多額であると判断した場合、主要投資対象とする投資信託証券の申込み・解約及び換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止等その他やむを得ない事情があると判断したときは、購入・換金の受付を中止すること、及び既に受け付けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。
信託期間	平成33年8月10日まで（設定日 平成23年10月7日） ※ 委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。
繰上償還	主要投資対象とする投資信託証券が償還する場合、受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還せることができます。
決算日	原則、毎月10日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算時（年12回）、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※ 分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	1,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	原則、毎年2月、8月の決算時及び償還時に、交付運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

●委託会社受賞歴



損保ジャパン日本興亜アセットマネジメントはR&Iファンド大賞2017の「投資信託／総合部門」において外国債券総合「優秀賞」を受賞しました。

「R&Iファンド大賞」は、R&I等が信頼し得ると判断した過去のデータに基づく参考情報（ただし、その正確性及び完全性につきR&I等が保証するものではありません）の提供を目的としており、特定商品の購入、売却、保有を推奨、又は将来のパフォーマンスを保証するものではありません。当大賞は、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定されるその他業務（信用格付業以外の業務であり、かつ、関連業務以外の業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置が法令上要請されています。当大賞に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利はR&I等に帰属しており、無断複製・転載等を禁じます。「投資信託／総合部門」の各カテゴリーは、受賞運用会社の該当ファンドの平均的な運用実績を評価したもので、受賞運用会社の全ての個別ファンドについて運用実績が優れていることを示すものではありません。



アジア・ハイ・イールド債券ファンド(毎月分配型)為替ヘッジなしコース

| ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用											
購入時手数料	購入価額に 3.78% (税抜3.5%) を上限 として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。 ※ 詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。	販売会社によるファンドの商品説明・投資環境の説明・事務処理等の対価									
信託財産留保額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% を乗じた額です。										
投資者が信託財産で間接的に負担する費用											
運用管理費用 (信託報酬)	当ファンドの日々の純資産総額に対して 年率0.9936% (税抜0.92%) を乗じた額とし、毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。 <table border="1"><tr><td>委託会社</td><td>年率0.35% (税抜)</td><td>ファンドの運用の対価</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>年率0.54% (税抜)</td><td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>年率0.03% (税抜)</td><td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td></tr></table>	委託会社	年率0.35% (税抜)	ファンドの運用の対価	販売会社	年率0.54% (税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	受託会社	年率0.03% (税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価	運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率
委託会社	年率0.35% (税抜)	ファンドの運用の対価									
販売会社	年率0.54% (税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価									
受託会社	年率0.03% (税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価									
投資対象とする投資信託証券の信託報酬等	年率0.77% ※ 年間最低報酬額等がかかる場合は、純資産総額等により年率換算で上記の信託報酬率を上回ることがあります。 ※ 上記のほか、投資信託証券の設立・開示に関する費用等（監査費用、弁護士費用等）、管理報酬、売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等がかかります。	投資対象とする投資信託証券の運用の対価、管理報酬等									
実質的な運用管理費用 (信託報酬)	当ファンドの純資産総額に対して 概ね1.7636% (税込・年率) 程度となります。 ※ 当ファンドの運用管理費用（信託報酬）年率0.9936%（税抜0.92%）に投資対象とする投資信託証券の信託報酬等（年率0.77%）を加算しております。投資信託証券の組入状況等によって、当ファンドにおける、実質的に負担する運用管理費用（信託報酬）は変動します。										
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。 ● 監査費用 ファンドの日々の純資産総額に定率（年0.00216%（税抜0.0020%））を乗じた額とし、実際の費用額（年間27万円（税抜25万円））を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。 ● その他の費用※ 売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等 ※ 「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。	<ul style="list-style-type: none"> 監査費用： 監査法人に支払うファンド監査にかかる費用 売買委託手数料： 有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 保管費用： 有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用 									

※ 当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

●税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※ 少額投資非課税制度「愛称NISA(ニーサ)」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※ 法人の場合は上記とは異なります。

※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



●販売会社（順不同、○は加入協会を表す）

販売会社名	区分	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融 商品取引業協会	備考
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○	
カブドコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○		○		
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第67号	○		○		
立花証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第110号	○		○		
第四証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第128号	○				
日産証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第131号	○		○		
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号	○				
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○	
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号	○				
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号	○				
株式会社みずほ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第6号	○		○	○	
みずほ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第34号	○	○	○		
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第578号	○		○	○	
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○		○		
株式会社イオン銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○				

<備考欄の表示について>

- ※1 記載の日付より新規お取扱いを開始します。
※2 記載の日付以降の新規お取扱いを行いません。
※3 新規のお取扱いを行っておりません。

<ご留意事項>

- 上記掲載の販売会社は、今後変更となる場合があります。
- 上記掲載以外の販売会社において、お取扱いを行っている場合があります。
- 詳細は販売会社または委託会社までお問い合わせください。

●委託会社・その他の関係法人

委託会社	ファンドの運用の指図を行います。 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者（関東財務局長（金商）第351号） 加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 ホームページ : http://www.sjnk-am.co.jp/ 電話番号 : 0120-69-5432 ●クライアントサービス第二部
受託会社	ファンドの財産の保管及び管理を行います。 株式会社りそな銀行 (再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
販売会社	受益権の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。

当資料のご利用にあたっての注意事項

- 当資料は、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社により作成された販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。当ファンドの購入のお申込みの際には販売会社より投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめ、または同時に渡しいたしますので、必ずお受け取りの上、詳細は投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。
- 当ファンドは、値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替リスクがあります。投資信託は、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- 信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆様に帰属します。投資に関する最終決定はご自身の判断でなさるようお願い申し上げます。
- 投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。
- 当資料に記載されているグラフ・数値等は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。分配金に関しては、運用状況によっては、分配金額が変わる場合、或いは分配金が支払われない場合があります。
- ファンドマネージャーのコメント、方針、その他の予測数値等については、作成時点での投資判断を示したものであり、将来の市況環境の変動等により、当該運用方針やその他予測数値等が変更される場合があります。また、記載した内容は、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。
- 当資料に記載されている各数値は四捨五入して表示していることがありますので、誤差が生じている場合があります。
- 当資料に記載されている各事項につきましては、正確性を期しておりますが、その正確性を保証するものではありません。当資料に記載の当社の意見等は予告なく変更することがあります。